

## 一般事業主行動計画

社員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 8月 1日 ～ 令和 10年 7月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 1 : 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7年 8月～ 「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和 7年 8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 8年 1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知

目標 2 : 子の看護休暇及び介護休暇について法を上回る日数を取得できるようにする。

<対策>

- 令和 7年 8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7年 9月～ 育児・介護休業規程の作成、説明会による社員への周知